

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案の新旧対照表（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（免許を要しない無線局）

第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

1 3 （同上）

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

1 3 七 （同上）

八 五MHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHz以上五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHz以上五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの。

九 （同上）

（登録の対象とする無線局）

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

1 3 六 （同上）

七 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備（同号十の技術基準が適用されるものに限る。）
 八 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

（登録局の無線設備の規格）

第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

1 3 六 （同上）

（免許を要しない無線局）

第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

1 3 （略）

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

1 3 七 （略）

八 五MHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHz以上五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHz以上五、〇九一MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局との間若しくは携帯局相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局（上空での運用を除く。）であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの。

九 （略）

（登録の対象とする無線局）

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

1 3 六 （略）

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局
 八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局
 九 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備（同号十の技術基準が適用されるものに限る。）
 十 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

（登録局の無線設備の規格）

第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

1 3 六 （略）

七 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地

局に係るもの

八 設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの

九 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準

十 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準

(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九

一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

2 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

七 設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準

八 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準

(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

一 (同上)

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

三 五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域とする。

2 (同上)